

第4回 地方分権改革有識者会議 議事概要

開催日時：平成25年8月29日（木） 10：40～12：30

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、柏木斉、後藤春彦、白石勝也、谷口尚子、古川康、森雅志の各議員

〔政府〕新藤義孝内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、坂本哲志内閣府副大臣、北村茂男内閣府大臣政務官、松元崇内閣府事務次官、梅溪健児内閣府審議官、末宗徹郎内閣府地方分権改革推進室次長、新井豊内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

- 1 国から地方への事務・権限の移譲等について
 - 2 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について
 - 3 地方分権改革の総括と展望について
-

- 1 冒頭、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から以下の主旨の挨拶があった。

（新藤大臣）地方分権改革について、スピードと実践というキーワードの下にいかにも成果を上げていくかよいよ正念場を迎える。これまでの取りまとめを実行するために、全力を傾注したい。

雇用対策部会と地域交通部会を開催し、事務・権限の移譲等について報告書をまとめていただいたが、部会長を務めた小早川座長代理と後藤議員から、専門部会の検討結果について報告してもらい、議論を進めたい。併せて、両専門部会の検討結果も踏まえ、この見直しを含む100項目について、移譲等の当面の方針案を示したい。皆様から意見を聞いた上で、9月中旬に地方分権改革推進本部を開催し、方針を決定したい。

また、6月25日、第30次の地方制度調査会の答申が出された。都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、分権の推進に資する観点から、国から地方への移譲とセットで、地方分権改革推進本部で総合的に取り組みたい。

更に、この有識者会議には、これまでの地方分権改革の総括、どのように国民に改革の成果を理解してもらうかという観点も、検討を依頼していた。今後の取組も重要だが、今までの取組に関して、国民・各地方公共団体に理解してもらい、更に参考にってもらうという意味で、当面の取組、PR方法についても取りまとめたので、そちらも含めて御議論いただきたい。

- 2 神野座長から今回の会議の流れの説明があった。その後、雇用対策部会長である小早川座長代理と地域交通部会長である後藤議員から、各専門部会の検討結果の報告があった。詳細については以下のとおり。

（小早川座長代理）雇用対策部会は、無料職業紹介に関する事務・権限の見直しというテーマで、主にハローワークの求人情報の地方公共団体への提供について検討した。

報告書の要旨である資料1-1の1ページに、ハローワークの求人情報の地方公共団体への

提供に当たり国と地方公共団体の双方が留意すべき点をまとめた。まず「1 求人情報の提供」は、地方分権の観点から積極的にこの取組を推進すべきであるという基本姿勢を示し、地方がハローワークの求人情報を活用する際にビジョンを明確にして取り組むことの期待、地方が参入しやすいように導入費用が過大にならないような配慮について記載している。次に「2 円滑・効果的な実施のための取組」は、ハローワークの求人情報が適切に活用できるようにするための地方公共団体の職員の専門性向上と、国からの必要な支援について記載している。「3 国と地方公共団体の協議・連携」については、厚生労働省では平成26年度中のできるだけ早期開始を目指していると聞いているところ。国と地方公共団体との間で協議が確実に進むことを期待している。

(後藤議員) 地域交通部会は、自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直しがテーマで、移譲先となる地方公共団体、移譲先において必要な体制整備等について検討した。

資料2-1の1ページ「1 事務・権限の移譲先」について、移譲先は希望する市町村を基本としている。これは、市町村が住民の居住・活動情報や地域交通のニーズを最も把握していること、実施に当たっては意欲・能力と安全・安定的な運航を確保する責任が求められることからである。一方で、事務・権限の移譲を希望しない市町村については、都道府県が代わって役割を果たすことができるよう、希望する都道府県にも移譲することができるようにした。これにより、地域の実情に応じた創意工夫による移手段の確保や、関係者の合意から登録までにかかる時間の短縮、といった効果が期待される。次に「2 移譲先の体制整備」では、移譲先において執行体制を整備するため、専門的な知見・ノウハウを移譲先に的確に継承するとともに、移譲後においても移譲先との連携支援を図ることについて記載している。「3 地域の実情に応じた運送の実現に向けた措置」では、現行制度では法人格のある団体に限られている自家用有償旅客運送の実施主体の弾力化について記載している。

- 3 新井地方分権改革推進室次長から、資料3-1「国から地方への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について(案)【要旨】」、資料3-2「国から地方への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について(案)」及び資料4「第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について」の説明があった。詳細については以下のとおり。

(新井次長) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲について資料3-1、3-2は、現時点での調整状況を踏まえた当面の方針である。9月中旬頃に政府の地方分権改革推進本部で決定することを目指し、調整を進めている。各府省や地方公共団体における検討状況を踏まえ、移譲等の検討を行ってきた具体的な事務・権限100事項について、別紙の1~4という形で整理している。

別紙1の中身は44事項ほどあるが、これは「地方公共団体に移譲する方向の事務・権限」であり、各府省、地方とも移譲の方向で概ね一致しているものである。別紙2の29事項は「関連する事務・権限の移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限」である。別紙3の3事項は、「移譲以外の見直しを着実に進める事務・権限」である。別紙4の24事項は、「引き続き検討・調整を要する事務・権限」である。

今後、本年末の見直し方針に盛り込むべく、引き続き各府省や地方公共団体と詳細な詰めを行う。また、見直しの結果、法律改正を要する事項については、来年の通常国会に一括法案等を提出することを基本として進める。

資料4のとおり、第30次地方制度調査会の答申で示された、都道府県から指定都市への事

務・権限の移譲等については、これまで総務省の自治行政局において各府省との調整を行ってきたが、具体的な検討に係る事務を内閣府地方分権改革推進室で担当し、決定は地方分権改革推進本部で行うこととしたい。本年の安倍総理の施政方針演説や、3次にわたる分権一括法の中で都道府県から基礎自治体への権限移譲を対象にしてきたことが背景にある。また、地方制度調査会の答申で示された事項の中に、地方分権改革推進委員会の勧告事項であって未実施のものも含まれていることから、地方分権改革と親和性があると考えたところ。

今後、特に都道府県が指定都市へ移譲可能と考えている事務・権限等を中心として検討を進め、結論が得られたものは、国から都道府県への事務・権限の移譲等と併せて本年中の見直し方針の策定と、来年通常国会に提出する予定の一括法案へ盛り込むことを目指して取り組んでいきたい。

4 続いて、議題1及び2について意見交換が行われ、資料1-2、2-2の専門部会の報告書について了解された。また、資料3-2については、会議における意見を踏まえて各府省との調整を続け、地方分権改革推進本部での決定を目指すこととなった。

(柏木議員) 今回事務・権限を移譲するとしている部分については財源措置の問題は発生するのか。また、財源措置を必要とするものとししないものの基準をどのように検討し、仕分けしているのか。

(新井次長) 基本的には許認可権限などを移譲する場合、財源はあまり必要とならない。一方で、道路や河川のような、具体的な工事を対象とするような場合は、これまでは国が実施していたため、その財源を地方に移すことになるが、負担率がどうなるかという問題がある。また、維持管理などでは、国が100%負担しているところもあり、その扱いについては、国土交通省、財務省、総務省などが、まず決めなければならない。そこで、内閣府を含めて関係府省での意見交換を考えているところである。そのような検討を踏まえ、更に地方と調整したい。基準の設定は難しい点があるが、実際にどれくらいの費用が掛かるか地方でも検討されて、地方公共団体の財源措置については調整を要する事項として、依頼されてきたところである。

(柏木議員) 事務・権限が移ることには期待する一方で、仕事だけが増加して人や財源が伴わないことに対する警戒感を持つ首長が多い。許認可に類似する事項はある程度財源を伴わずに渡す、管理監督に関してある程度コストのかかるものについては協議して財源も移譲する、という一定の目安について、地方との理解を深める必要があるのではないか。

(末宗次長) 補足するが、事務・権限を移譲する場合、原則としてどの事務・権限についても必要な財源を確保・移譲することが基本的な考え方である。

道路、河川は事業費が非常に大きいため特記しているが、移譲の可否を議論している許認可の事務・権限についても、個別の事務・権限によって件数のばらつきがあるので、事務・権限の移譲をこれから進める一環として調査し、必要な財源を手当てしたい。

(小早川座長代理) 資料3-1の別紙2で、国が一部の事務・権限のみ移譲するとしている2例は、共通して報告徴収、立入検査の事務・権限である。要するに許認可権、改善命令・取消権のような強い基本的な権限は移譲せず、調査機能のような権限は移譲するということである。心配なのは、国の出先機関と都道府県がそれぞれ調査を実施する体制が上手くいくのかということである。調査される方からすれば両方から調査されて大変だろうし、さらに心配なのは、両方が権限を持っている状態になると、不祥事が起きたときに責任のなすり付け合いにもなりかねない。もちろん、両方が体制を維持するとなるとコストもかかる。このような例は恐らく事務・権限の移譲の交渉の中で、これからも出てくるだろう。その過程で細かい区分けが出来ると、むしろ行政の在

り方として問題が出てくることもあるので、気を付けていただきたい。無料職業紹介の話はこれとはまた違って、ニーズに対して国と地方公共団体の両方がそれぞれの得意分野を持って答えるということで、連携・協力・分担をしていくというものである。

(古川議員) ただ単に立入検査と報告徴収だけ県が実施して、おかしいと判明したら国に連絡することになっている。そうなると、国はもう一度調査を実施することになって手間が非常にかかる。それは、行政の質を上げていく、個性を活かし自立した地方を作る、といった有識者会議のミッションから離れてしまうのではないか。

(末宗次長) 御指摘のあったとおり、結局2つに分かれて責任の所在が不明確になるのは良くない話で、地方側からもそうならないようにして欲しいという要請がある。分権を推進する立場として、一貫して事務を一連の形で移す方向で調整に当たっていききたい。

(古川議員) 資料1-2「雇用対策部会報告書」の後ろに付いている今後の方針を示した案の中で、若干気になる点がある。38ページの「【利用要件・規約の案(主なもの、今後更に検討)】」の項目の一番上に、「職業紹介以外の目的での利用や第三者・不特定多数の者への提供はしないこと。」という文言があり、その次に「職業紹介を行う際は、地方自治体自ら、求人事業主に労働条件を確認し、職業紹介を行うことについて求人事業主の同意を得ること。」との記載がある。これは、その事業主の求人を見て来た求職者を紹介したいと思った場合、地方自治体が事業主に電話をしてその求人情報を使っていいか確認し、了解を得たら使っていいということである。事業主からすれば、ハローワークに情報を出したらあとは任せるつもりであり、ハローワークが求人情報を勝手に使ってもらいと困るというのであれば、様式に情報提供への同意のチェックの項目を作ればいい話である。

いつも我々は、常にこの有識者会議のビジョンとミッションに立ち返らなければいけない。住民から見て良くなった、便利になった、質が上がった、と言ってもらえるようにするために、どういう手続きが必要かということである。これから実務ベースで詰めていくが、利用者にとって使い勝手の良い形にしていくことを目指していただきたい。

(新藤大臣) 古川議員の指摘は非常に重要な点である。厚生労働省側からすれば、情報を使うに当たっては、情報提供者である事業主の同意を得なければならないということであろう。現場の声を聴く機会があったが、厚生労働省が持っている情報は、その人が今回就きたい仕事の情報だけではなくて、その人の職歴や幹旋状況などが入っている。それを全て地方自治体と共有して、完全に同じデータで同じ業務を行うのかについて、まだ厚生労働省と地方自治体の間で詰め切っていないのではないか。入口はかなり広いが、あとで色々な問題が出てくる可能性もあるので、少なくとも本音のところでもっと事務的に詰めなければいけない。

もう一つは、結局、都道府県と市町村とどちらが主体になるかということである。埼玉で、市町村とハローワークの事務を一体的に実施することで非常に効果が上がったと聞いた。住民にとって市町村の窓口との関係はより深いから、ハローワークでは言い辛かったとも言えることがある。今度は地方自治体側の役割分担も考えなければいけない。

最後に、費用負担の問題がある。総務省の行政管理局に、電子政府を推進するに当たってどのくらいの費用がカットできるかを試算させている。その中で、端末10台入れるのに初期費用が1,100万円、ランニングコストは年1,400万円だということが分かった。詳しく調べると、大半はソフト代である。札幌の場合は同じ仕組みを300万円で作来ている。また、ランニングコストが一番かかっているのは専用回線の費用である。平成27年9月から、インターネット回線で暗号技術を導入して、プライバシーを確保した上で実施するとかなり費用は下がる。しかし平成27年9月の導入であるから、ハローワークの紹介を始める初年度に余計な費用がかかってしま

うので、あと1年前倒しできないか、厚生労働省と調整するよう指示している。加えて、自治行政局の方では、地方公共団体のネットワーク化を行おうとしているが、ハローワークの情報提供業務も回線に乗せられるのではないかと。そうすると費用も全く違う次元で下がる。そのためには総務省の中の行政管理局と自治行政局の間の連携、厚生労働省との連携、地方分権改革推進室との連携を取らなければいけない。こういう横串を刺していくことで、もっといいアイデアが出るのではないかと。有識者会議でも工夫していただけるとありがたい。

(小早川座長代理) 古川議員御指摘の資料は厚生労働省側が専門部会に提出してきたものであり、部会としてこういう方向でやってほしいという話ではない。御指摘の記載は、連携する場合の条件や、情報のやり取りのための前提、実際に紹介する時の方式などの話は、地方側と厚生労働省との協議の場をきちんと作って、そこで詰めていただきたいというスタンスである。

また、コストの点についても、部会で少しこの試算は高すぎるのではないかとという声があり、その点は先ほどの専用回線の問題も含めて、是非実務的にしっかり検証して欲しいということだった。

(新井次長) ハローワークの求人情報のオンライン提供については、小早川部会長からの話のとおり、雇用対策部会報告書を契機として、地方公共団体側・厚生労働省側それぞれで体制を作り協議を始めた。ある意味では、この点が一番の雇用対策部会報告書のメリットといえる。その中で、厚生労働省側も、少し安い価格を提示してきており、よく下げてきたなど感じる。ただし、専用回線を使うとある程度コストがかかる。

また、指摘のあった雇用対策部会報告書38ページの記述については、求人事業主がハローワークに提出する求人票の中に、地方公共団体への提供を問う欄を作り、求人事業主が提供可とチェックした票は地方公共団体に提供すると、厚生労働省から聴いている。古川議員の指摘も厚生労働省や地方公共団体側に伝え、両者の個別協議で結論が出るようにしたい。

(森議員) 言わずもがなの事項を、なぜ報告書に記載するのか。そのような体質や感性を、わが国の府省の職員等は持っているのか。雇用対策部会報告書38ページの「利用要件・規約の案」の3行目に、「地方自治体の業務により発生した苦情は全て地方自治体が処理すること」とあるが、このようなことをなぜ活字にするのか、理解できない。現場の対応で処理できる事柄まで心配しなくてもいい。

また、新藤大臣が述べた、様々なネットワーク化が重層的に縦割りで行われていることについては、国全体の観点では無駄が生じている。例えば、国民健康保険に関して、市町村・国民健康保険団体連合会・国間のデータベース化について、ネットワーク構築のために、すべての市町村と国民健康保険団体連合会がそれぞれ予算計上しようとしている。また、戸籍のバックアップのための法務局・市町村の間のネットワーク化など、今年度又は来年度に向けて予算計上しなければならない事項が課題としてあり、一本化して進めることでコストダウンできる事項はある。内閣府や総務省に限らずもっと調べると、一本化できるというものがあるのではないかと。

(新藤大臣) それは極めて重要な点であり、その問題を解決するために電子行政の推進がある。それはどの府省でも行えるが、本格的に乗り出そうとしているのは、総務省しかないので、総務省で実施しようと考えている。また、総務省は、地方公共団体への支援として様々な通信ネットワークを構築することも、包括的に取り組むことができるため、他の府省と連携し進めていく。

そこで問題になる点だが、地方自治との関係である。私が痛恨の念を持っている点は、住基ネットを導入する際に、各市町村において住基ネットのシステム設計をしたところ、規模にもよるが例えば一つの市町村において基本設計で1,500万円ほどになったということである。その後、実施設計もしなくてはならないため、そのような費用で2,000万円近く必要になる。全国で同じこ

とを実施するため、一つの市町村でその金額がかかり、その隣の市町村も同じ設計をしている。本来は国が基幹となるシステムやソフトを作り、地方公共団体にそれを使用してもらい、カスタマイズする予算のみ各地方公共団体が確保するとするべきである。このため、今回の求人情報の提供も、協定を結んで個別の都道府県や市町村ごとにシステム設計をすると、同じような費用がかかる。私は、国で一律にシステムを作り、基本ソフトは地方公共団体に無償提供することはできないのかと言っている。まさに横串で進めなければならず、地方自治だからといって、自分の街のことは自分の地方公共団体の中で対応しなければならないということにとらわれ過ぎてしまうと、多額の費用が必要になる。このようなことは止めるべきである。

(白石議員) 「引き続き検討・調整を要する事務・権限」の中で、例えば、農地の所有者から、農業の後継者もないため道路に面している農地は早く売りたいと言われることがあるが、私の権限ではどうにもならない。農林水産省も様々な検討をしているようであるが、私たちは住民の一番強い声をどうすれば実現できるのかを考えている。後継者がおらず、自宅の傍にある一反程度の田を売れば、老後の生活にもなるという農家は大勢いる。農地を潰すということではなく、地域に合った形で判断してもいいのではないかと考えている。農地転用の許可等は、以前から検討・調整が必要なものとして挙がるが、一步も進んでいない。

この点、国土交通省の事務・権限の中で国道や河川は、どちらかといえば国と地方公共団体の関係である。しかし、住民は、自分で持っているものについては地元の町長・村長が何かしてくれるのではないかと考えるため、地域の実情に応じた形で細かく洗い直してもらおうと、様々な面で福祉の向上や老後の安定した生活にもつながると、現場で実感している。

(古川議員) 農地法の関係については、平成 21 年の農地法改正で農転がより厳しくなったその改正法附則で 5 年後を目途に見直すことになっており、来年は農地法の改正の機会がある。今回、「引き続き検討・調整を要する事務・権限」とされたため、先ほどの指摘を踏まえて、しっかり議論したい。

安倍内閣の下で取りまとめられた成長戦略を見ると、担い手を集約するということが書かれており、今それほど大きくはない農地を所有している人が、農地を出し合い、ある程度広大な農地を所有する強い農家にするということが安倍内閣の方針であるところ、農地を出した人はどのようにして暮らしていけばいいかという点が問題になる。そのような人は農村にいないといい、町に行って働いてほしいと考えることもできるが、私たちは農業と併せて農村もしっかり守りたい。このため、農地を集約して誰か一人が大規模な経営をすることも、現在の農地のうち何割かは工業団地として使用するなど、他の雇用を生み経済を活性化させる用途を認めなければ、農家の所得を 2 倍にするということは、実際にはできないのではないかと。このような点は、私も地元の市長や町長からよく指摘される場所であり、攻めの農業を実現するためにも、ある程度の農地の流動化が必要ではないか。

(森議員) 農地法上の許認可に関する事務・権限は、都道府県に移譲されているものも多いが、国との協議を要するとされる事項が多い。国との協議が整わず、2～3 年も要する例が生じているため、事務・権限の移譲にあわせて、協議を全て否定するわけではないが、「相当な期間」や「速やかに」など、一定程度スピード感を持って進む制度にしなければならない。事務・権限の移譲のみで必要な取組が済むということではない。

(谷口議員) ハローワークの求人情報のデータ共有は素晴らしいことであり、コスト面及び技術面の課題はあるが、推進するべきである。また、雇用対策部会において勉強になった点が、地方公共団体とハローワークの一体的実施に係る現場の声であり、ハローワークと地方公共団体の窓口は同じ場所にあるが、並列的に設置されているのみであり、指揮命令系統や人事系統も

異なるため、融和はなかなか厳しいので、一体的実施の内実をどう詰めるかという点も、今後の課題である。

(神野座長) 極めて生産的、前向きな意見を頂いたと理解しており、二つの専門部会の報告書については、地方分権改革有識者会議として了解したものとする。ただし、新藤大臣の指摘に関連して、今後も実務的に詰めなければならない点もあるという意見も出たので、本日の意見を踏まえ、引き続き各府省との調整をお願いする。資料3については、今後の折衝に当たって、心してかかるべきという意見をいただいたので、この方針案に沿って、本日の意見を踏まえ、引き続き各府省と調整してもらいたい。そして、新藤大臣からも冒頭に説明があったように、政府において、地方分権改革推進本部における決定に向けて努力してほしい。

5 末宗地方分権改革推進室次長から、資料5-1「地方分権改革の総括と展望について」、資料5-2「地方分権改革の総括と展望について(参考資料)」及び資料6「今後のスケジュール案」について説明があった。詳細については以下のとおり。

(末宗次長) 資料5-1は、地方分権改革の総括と展望について、今後どのように進めていくか記載している。地方分権改革有識者会議の議論テーマには、本日も議論した「国から地方への事務・権限の移譲等」のほか、「地方分権改革の総括と展望」と「これまでの改革の成果を国民に実感を持って理解いただくための取組」がある。平成5年の衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」から今年で20年になるが、資料5-2のとおり、平成5年の決議の後、現在に至るまで累次の取組が進められており、このような長い歴史の中で一定の成果が現れてきているところである。このため、資料5-1のとおり、優良事例を収集し、課題を抽出するなど、これまでの取組を総括する。これを踏まえて今後の展望についても検討するとともに、改革の成果を国民に実感を持って理解していただくためにはどのようにするべきかが課題である。このための当面の取組として、まず地方公共団体への調査をしっかりと行う必要があり、資料5-1に調査項目例を記載している。また、地方公共団体への調査と併せて、学識経験者・地方六団体からのヒアリングも行う必要があり、資料5-2の8ページに、現段階におけるヒアリング候補者を記載している。名前を挙げている候補者以外に、政策法務、地域活性化、社会保障、経済界といった分野の候補者も追加してはどうかと検討しており、この点については、地方分権改革有識者会議の議員から意見をいただきたい。これらの地方公共団体への調査やヒアリング等を踏まえ、地方分権改革有識者会議において調査・審議を深め、年内に総括と展望の中間取りまとめをしてもらいたい。地方分権改革の成果の国民・地方へのPRに関しては、資料5-2の9ページに、ホームページやSNSを活用したPRや、地方の現場におけるPRについて記載している。

資料6の右側にスケジュールを記載しており、9月から地方公共団体への調査や月2回ペースほどの地方分権改革有識者会議におけるヒアリングを行い、年内に中間取りまとめをした上で、年明けに地方懇談会(仮称)を開催し、さらに最終取りまとめに向けた議論を進め、4~5月頃に「総括と展望」に関する取りまとめをして骨太の方針に反映することとしている。

6 続いて、議題3について意見交換が行われ、資料5-1、5-2及び6について、今後の進め方の大枠については了承された。詳細については以下のとおり。

(神野座長) 平成5年に衆参両院で地方分権の推進の決議が出された後、今年で20年になる。人間に置き換えると成年式を行う時期になるが、公共サービスは空気のようなものであり、な

かなか存在が把握できない。このため、新藤大臣が冒頭の挨拶で述べたように、このあたりで地方分権のこれまでの道のりを振り返り、問題点の整理というよりも未来へどうつなげるというのかという視点で優良事例を導き出し、それを情報発信し、広報と啓蒙のような事項と結び付け、次のステップのビジョンを考える上での導き星としつつ進めるものである。

(谷口議員) 地方分権改革の総括と展望という今後の流れについて、興味深い内容だと感じる。関心を持った点は、地方公共団体への調査である。地方公共団体の構成は多様であり、例えば、知事、市長、町長、議員の要望内容等はそれぞれ異なる点があるところ、今回の地方公共団体への調査では、多様な構成員を包括的に調査し、マクロデータも併せて、どのような地域でどのような地方分権の取組が求められているのか分析してほしい。地方分権改革の取組において、地方公共団体ごとの事情に応じて国が個別に対応することは難しく、地方分権改革有識者会議のような場で個別に検討することも大変である。一方で、全国一律の取組も、乱暴な場合がある。この点、地方で重視される政策分野等は地域特性に応じて異なるはずであるから、このような調査のデータと地域特性のマクロデータ、人口、産業、年代構成等の情報を併せれば、メゾレベルにおける類型ごとに分析できる。

また、例えば各府省が移譲を検討している事務・権限について、受入れの可否を地方公共団体に聞けば、受け入れの可否が地方公共団体のレベル・タイプに応じて分かる。このような調査によりマクロとミクロをつなぐ中間レベルのアイデアにつながるため、是非願います。

(後藤議員) 参考資料1について、常にこの内容を眺めながら議論してきたという点が、スピード感を持って進めてきたということに関する象徴である。改めて資料を眺めてみると、手付かずになっている事項は参考資料1のポイントの「4. 広域の連携を促進する」である。今後は国・都道府県・市町村という3つのレイヤーの間あたりでどのように広域の連携をしていくかという点に取り組まなければならない。そのテーマとして、喫緊の事項は防災対策であるが、大きな地震が予想されている中で、地方分権の先に、今度は連携をしていくようなテーマも視野に入れておくべきではないか。

(古川議員) 20年という節目の年に展望と総括ができるという点は、大変ありがたい。様々な改革が行われながら、住民の実感という点についてはまだまだという意見があり、私たちもそのように感じている。これは、コアの部分が変わらないために実感が伴わないのか、地方公共団体が既に手にしているはずの事務・権限を有効に活用できていないのか。私たちも反省していかねばならず、今回その両方について総括できればと考える。優良事例に関するものとして、旅券法の改正により、平成18年にパスポートの発給業務が市町村に移譲されたところ、佐賀県において、県の機関に行かなくても市役所か町役場に行けばパスポートの発給を受けられることとした際の取組が挙げられる。その際、これまでは月曜日に申請があれば翌週水曜日頃にパスポートを発給していたところ、事務改革を行い短い期間で発給することとし、今では佐賀県内は5日間、佐賀市内については4日間で発給している。このように、事務・権限が移譲され、それを有効に活用することによって住民にとってメリットが生じた事例はある。

(森議員) 今後の展望に関し、事務・権限の移譲を受けようとする私たちの立場においては、背伸びし過ぎてはいけなさと考えている。富山市職員の土木の技術者について、橋梁の専門的知識を有する者が2人しかおらず、橋梁の長寿命化等が今後生じる中で、極めて脆弱で能力不足であるということが分かった。この点、専門家を専門のポストで公募する予定である。また、今後、公会計が商業簿記化されていく中で専門家が必要になるため、昨年は弁護士を任期付職員として採用した。このように、事務・権限の移譲を望む側においても、努めて体制整備を行わなければならないということを市長会等に発信することが必要と考えている。

(白石議員) 自治体クラウドのような取組を進めると、最先端の町村はかなりの力を持つてくる。一つの地方公共団体ではなかなかできない事項であっても、いくつかの地方公共団体がまとまって取り組めば知恵も出てくるので、住民に一番近い町村も努力して力をつけていかなければ、事務・権限が移譲されたが全く活用できていないということになる。

(柏木議員) 優良事例の収集は、大変すばらしい。地方分権改革については、根幹で国民との意識のギャップが生じている部分がある。客観的な評価を受けることによって、住民も参加して地方分権改革に取り組んだことが評価されるということを示すことが大切であり、住民の自覚を促す意味においても、この取り組みに私たちもエネルギーを割きたい。

(小早川座長代理) 総括と展望を検討する際、一つ一つの事務・権限についてどれが移譲できたということは確かに成果であるが、移譲を受けた地方公共団体側が地方分権の時代にどれほどの努力をしたか、行財政能力の向上や住民と行政の共調・共同関係が進んでいるか、地方公共団体がどれほどのことをしてきてこれから更に何をすべきか、という観点も入れてほしい。

(神野座長) いずれも生産的な意見をいただいたところ、今後の進め方については、途中で見直すことがあるとしても、事務局が説明した案に基づいて進めることを了承することとする。本日の意見を踏まえ、地方分権改革の総括と展望について調査・ヒアリング・審議を進める。

7 最後に、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から以下の主旨の挨拶があり、閉会した。

(新藤大臣) 充実した意義深い議論をいただき、感謝する。地方分権改革の総括と展望については、改革の成果を国民・地方へと広げることが重要であり、関係者の中だけに留まらないようにしなければならない。一般の国民・個人にもしっかり情報提供することが重要である。総務省のホームページや内閣府の地方分権改革のホームページは、閲覧者の数が多くない。情報量が多過ぎるため、いつ更新されたのか、何が更新されたのか分からず、伝わっていない。一方、私が個人で情報を出しているホームページは1万件ほどの閲覧があるが、これはホームページの情報をツイッターで個人に届けているからである。地方分権改革推進室もアカウントを取得すべきと考えている。そして、このような情報を出しているのホームページを見てほしいということ、ツイッターのハッシュタグも活用して伝えるなどの工夫してもらいたいと述べている。

また、総括と展望に関して、指摘があった事務・権限の移譲の受け手側の問題も含め、建設的な提言を出すといいと考えており、大きく成果が膨らむ点であるので、また知恵を借りたい。

国から地方への事務・権限の移譲等については、9月中旬を目途として、総理を本部長とし全閣僚で構成する決定機関である地方分権改革推進本部において、当面の方針を決定したい。年末に向けて、手続を進めていく。あわせて、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等についても取組を進めていかなければならない。

次回の地方分権改革有識者会議は、9月の中下旬に開催してはどうかと考えている。また、地方分権改革の総括と展望に関する学識経験者や地方団体からのヒアリング等を適宜行いたいのので、推薦する人がいれば事務局に伝えてほしい。本日示したヒアリング候補は、これまでの功績がある人や経緯をよく知っている人を対象にしているが、今後どのようにすべきかという観点で、何らかの活動をしている新しい人も入れていきたい。

忙しいスケジュールであるが、しっかり取りまとめができるよう、協力をお願いする。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)